

第91号議案

ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例（平成21年ふじみ野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) こども 市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条第2号中「親権を行う者」を「日本国内に住所を有する親権を行う者」に改める。

第3条を次のように改める。

（対象者）

第3条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者（以下「対象者」という。）に対し、こども医療費を支給する。

- (1) 保護者がその監護するこどもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療に関する給付を受けている場合 当該保護者
- (2) 自ら生計を維持しているこどもがその疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療に関する給付を受けている場合 当該こども
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、こども医療費の支給に係るこどもが次の各号のいずれかに該当するときは、こども医療費を支給しない。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているこども
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されているこども
 - (3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設に入所している又はその他の法令による措置により施設等に入所しているこどもに係る、国民健康保険法による世帯主又は医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体が負担する状態となったこども
 - (4) ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第108号）により医療費の支給を受けているこども
 - (5) ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第106号）により医療費の支給を受けているこども
 - (6) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により医療費の支給を現に受けているこども

第4条第1項ただし書及び第2項本文中「保護者」を「対象者」に改め、同項ただし書及び同条第3項中「当該医療を受けたこどもの保護者」を「対象者」に改める。

第5条を次のように改める。

(受給資格証の交付)

第5条 こども医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより支給を受ける資格を証する受給資格証の交付を受けなければならない。

第6条中「受給資格者」を「前条の規定により受給資格証の交付を受けた者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のふじみ野市こども医療費の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による受給資格証の交付に係る手続その他のこの条例の施行のため必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例の規定は、施行日以後の診療に係るこども医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。

令和5年11月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

こども医療費の支給対象を拡大し、子育てに係る経済的負担を軽減することによりこどもの福祉の増進を図るため、ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。